



熊本県公報

目次

告示			
指定痴呆対応型共同生活介護事業所の指定	(高齢保健福祉課)	一	
指定居宅サービス事業所の指定	" "	一	
道路の区域変更	(道路維持課)	二	
道路の供用開始	" "	二	
"	" "	二	
あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定	(市町村総室)	二	
結核予防法による医療機関の指定	(健康増進課)	三	
結核予防法による医療機関の辞退	" "	三	
指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(高齢保健福祉課)	三	
公 告			
特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(県民生活総室)	三	
"	" "	四	
道路位置の指定	(建築課)	四	
"	" "	四	
"	" "	五	
"	" "	五	
開発行為に関する工事の完了	(工業振興課)	五	
砂利採取法に基づく砂利採取業務主任者試験の実施	(建築課)	六	
開発行為に関する工事の完了			

文書管理システム構築に係る基本計画策定業務等委託に関する一般競争入札の実施 (私学文書課) 六

登 載 依 頼

直接請求に係る連署基準数 (選挙管理委員会) 八

" " " " (選挙管理委員会) 八

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程 " " (選挙管理委員会) 八

政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部変更(平成十二年分) " " (選挙管理委員会) 八

裁判官の氏名等の揭示に関する規程の一部を改正する規程 " " (選挙管理委員会) 九

参議院熊本県選出議員選挙に係る選挙運動費用収支報告書の要旨の公表 " " (選挙管理委員会) 九

熊本県男女共同参画社会推進懇話会の会議の開催 " " (選挙管理委員会) 九

" " " " (選挙管理委員会) 九

熊本県男女共同参画社会推進懇話会 (熊本県男女共同参画社会推進懇話会) 一一

告 示

熊本県告示第七百七十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】		
事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
グループホームあやの里	特定非営利活動法人あやの里	平成十三年九月二十八日
熊本市山ノ内二丁目一十四		

熊本県告示第七百七十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地 有限会社青空在宅サービス 熊本市戸島町三千三百五十四番地七	事業者名 有限会社 青空在宅サービス	指 定 年 月 日 平成十三年十月二日
---	-----------------------	------------------------

熊本県告示第七百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十月十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員延長		備考
			前	後	
一般国道	五木	球磨郡水上村大字岩野字オノ平 一四六七番六地先から 一四一七番九地先まで	四・三	二八・〇	単道改

二 区域変更する期日 平成十三年十月十日

熊本県告示第七百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十月十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長（メートル）	備考
一般県道	阿蘇線	阿蘇郡阿蘇町大字的石字前田 一〇六七番一地先から 字襟 九二四番一地先まで	五九〇・〇	単道改

二 供用開始する期日 平成十三年十月十日

熊本県告示第七百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十月十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長（メートル）	備考
一般国道	二六六号	天草郡大矢野町大字中字汐垂 二四三五番一地先から 同 同 同 字 同 番 地先まで	一六四・〇	交安施

二 供用開始する期日 平成十三年十月十日

熊本県告示第七百八十一号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第二百六十六条第一項の規定により、次のとおり決定した旨大矢野町長から届出があった。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地 大草郡大矢野町大字湯島字西ノ浜556の1、 596の3地先公有水面埋立地 1,204.82平方メートル	購入する者 大草郡大矢野町大字湯島字西ノ浜
--	--------------------------

熊本県告示第七百八十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮谷 義子

指令 番号	所在地	名 称	開 設 者		指 定 年 月 日
			住 所	氏 名	
43	八代市平山新町字 中道四四七七―三	平山新町調剤薬 局	熊本市島崎二丁目 二二―二九	有限会社ク レア	平成十三年 九月二十八日
44	葦北郡芦北町大字 佐敷二八〇―一	医療法人社団 弘翔会井上病院	葦北郡芦北町大字 佐敷一六七	医療法人社 団弘翔会	平成十三年 九月二十八日
45	葦北郡芦北町大字 佐敷一六七	医療法人社団 弘翔会井上医院	葦北郡芦北町大字 佐敷一六七	医療法人社 団弘翔会	平成十三年 九月二十八日
46	球磨郡多良木町多 良木字下原田二八 三四	犬童耳鼻咽喉科	人吉市南泉田町五 番地	犬童直哉	平成十三年 九月二十八日
47	阿蘇郡阿蘇町小里 二五〇―四	野の花薬局	阿蘇郡阿蘇町小里 二五〇―四	(有)野の 花薬局	平成十三年 九月二十八日

熊本県告示第七百八十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮谷 義子

所 在 地	名 称	開 設 者	
		住 所	氏 名
人吉市下新町三六二―四	人吉けんこう堂薬局	人吉市七地町一四―一	西田秀俊
葦北郡芦北町大字佐敷一 六七	井上病院	葦北郡芦北町大字佐敷 一六七	井上吉弘
球磨郡多良木町多良木字 下原田二八三四	犬童耳鼻咽喉科	人吉市南泉田町十八番 地	犬童直哉

熊本県告示第七百八十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があつた。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮谷 義子

施設の名 称 及 び 開 設 の 場 所	開 設 者 の 名 称	指 定 を 辞 退 す る 日
上塚外科胃腸科医院	医療法人社団 恕心会	平成十三年九月三十日
山鹿市大字山鹿千七二番地一	医療法人社団 葵遙会	平成十三年九月三十日
佐々木整形外科	医療法人社団 葵遙会	平成十三年九月三十日
天草郡大矢野町大字中千三百十四 番地の一	中山 要	平成十三年九月三十日
中山外科医院	中山 要	平成十三年九月三十日
本渡市大浜町三十八	医療法人社団 永芳会	平成十三年九月三十日
本渡市栄町二―十三	医療法人社団 永芳会	平成十三年九月三十日

公 告

熊本県公告第六百八十六号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 申請年月日
平成十三年八月二十四日
- 二 名称

特定非営利活動法人日本福祉整体学院療術師協会

- 三 代表者の氏名
塚本 勝代

- 四 主たる事務所の所在地

熊本県熊本市健軍三丁目二十三番十四号

- 五 定款に記載された目的

本法人は、高齢者を中心とする不特定多数の市民に対して、健康で安心して暮らせるよう、心身のケアに関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第六百八十七号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 申請年月日
平成十三年九月十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人こどもの教育
- 三 代表者の氏名
八戸 澄江
- 四 主たる事務所の所在地
熊本県熊本市水前寺公園五番十三号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、世界のこどもをとりまく家庭や地域の人々に対して、生涯教育・社会教育の推進を図り、国際的にこどもの健全育成に寄与することを目的とする。

熊本県公告第六百八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 築造者の住所 玉名市山田一五三〇番地
- 二 築造者の氏名 塚本清治
- 三 道路の位置 玉名市山田字松尾原一三四七番三
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 五十・〇メートル
- 六 指定年月日 平成十三年八月二十八日
- 七 指定番号 玉名景建第八十九号

熊本県公告第六百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 築造者の住所 鹿本郡植木町大字舞尾六六九番地四
- 二 築造者の氏名 有限会社内田不動産
- 三 道路の位置 鹿本郡植木町大字一木字出口二二三番三
- 四 道路の幅員 五・〇メートル
- 五 道路の延長 二十九・九メートル
- 六 指定年月日 平成十三年九月十二日
- 七 指定番号 鹿本企調第十四号

熊本県公告第六百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 築造者の住所 下益城郡小川町北新田一〇九三番地一

- 二 築造者の氏名 佐尾司郎
- 三 道路の位置 下益城郡小川町大字中小野字猿川一―九九番三及び一―三三五番六
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 八十四・五メートル
- 六 指定年月日 平成十三年九月十七日
- 七 指定番号 宇城景建第十八号

熊本県公告第六百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 築造者の住所 山鹿市鹿校通三丁目一番六号
- 二 築造者の氏名 富田稔
- 三 道路の位置 山鹿市大字中尾一三六二番四七
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 五十・八メートル
- 六 指定年月日 平成十三年九月十七日
- 七 指定番号 鹿本企調第十五号

熊本県公告第六百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 築造者の住所 水俣市丸島町二丁目一番九号
- 二 築造者の氏名 荒瀬英子
- 三 道路の位置 水俣市汐見町二丁目一〇五番一
- 四 道路の幅員 四・〇メートルから四・五メートルまで
- 五 道路の延長 二十七・一七メートル
- 六 指定年月日 平成十三年九月十八日
- 七 指定番号 芦北企調第六号

熊本県公告第六百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字須屋字峠一八五八番五
千五百五十六・三〇平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡西合志町須屋一―八〇
阪口 ミユキ

熊本県公告第六百九十四号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条の規定に基づき、平成十三年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 試験を実施する期日
平成十三年十一月九日
- 二 試験を実施する場所
熊本勤労者総合福祉センター（熊本テルサ）
熊本市水前寺公園二八―五一
- 三 受験願書提出期間
平成十三年十月十二日から平成十三年十月二十六日まで
なお、受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）
- 四 受験願書の提出先
熊本県商工観光労働部工業振興課資源班
熊本市水前寺六丁目十八番一号
- 五 試験科目及び試験時間
試験は、筆記試験によるものとする。
1 試験科目
(一) 砂利の採取に関する法令

(二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

2 試験時間

試験開始は、午前十時とし、試験時間は、二時間とする。

六 提出書類

1 業務主任者試験受験願書(願書は、熊本県商工観光労働部工業振興課資源班に請求すること。)

2 履歴書

3 写真(縦十二センチメートル、横八センチメートルとし、出願前六か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

七 受験手数料

受験願書に熊本県収入証紙(八千円)をはり、納付すること。

熊本県公告第六百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

荒尾市平山字宿一六三四番一の一部及び同一一六三四番三

四百九十六・〇〇平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

荒尾市増永二〇〇二番地

中嶋 隆徳

熊本県公告第六百九十六号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十三年十月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 競争入札に付する事項

1 委託業務の名称

文書管理システム構築に係る基本計画策定業務等委託

2 委託業務の内容

熊本県行政情報化推進計画に基づく文書管理システム構築のための基本的な検討を行い、文書管理システムの基本計画の策定及び同システムの全体設計を行う業務

3 委託業務の詳細

四の2で配布する入札等説明書のとおり

4 委託期間

平成十三年十月二十九日(月)から平成十四年三月二十九日(金)まで

5 成果品の納入期限

(一) 基本計画書(案)平成十三年十二月二十八日(金)

(二) (一)以外は平成十四年三月二十九日(金)

6 成果品の受渡場所 熊本県総務部私学文書課内

7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

1 平成十三年四月二十三日熊本県告示第三百四十八号(平成十三年度情報システム等関連業務委託に係る一般競争入札の参加者の資格等)により審査のうえ、情報システム検討又は開発の資格を有すると認められた者であること。

2 過去五年間に千人以上のユーザが利用するインターネットによる複数の情報システムを一体として企画又は開発した実績を有するものであること。

3 過去五年間に国の各省庁等(内閣府、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関)、都道府県、政令市の文書管理システムを企画又は開発した実績を有する者であること。

4 システムアナリストの資格を有する者(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第六条に定める情報処理技術者試験に合格した者をいう。)を当該業務に従事させることができる者であること。

5 熊本県内に本社、支店又は営業所を有する者であること。

6 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成五年熊本県告示第百四十三号)別表第二各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があった場合、当該事実があった後、一年以上経過している者であること。

三 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

1 提出期間

平成十三年十月十日(水)から平成十三年十月十七日(水)までのそれぞれの日(県の休日を除く)の午前八時三十分から午後五時まで

2 提出場所

四の1に同じ

3 提出方法

四の1の場所へ持参することにより提出すること。

四 入札手続等

1 担当課

熊本県総務部私学文書課文書係

郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号 〇九六一三八三十一一 内線三三〇二

2 入札等説明書(入札説明書、文書管理システム構築に係る基本計画策定業務等委託仕様書、契約書(案))の配布期間及び場所

(一) 配布期間

平成十三年十月十日(水)から平成十三年十月十二日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く)の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 配布場所

四の1に同じ

3 入札説明会の日時及び場所

(一) 日時

平成十三年十月十五日(月)午後二時から午後四時まで

(二) 場所

熊本県庁本館二階入札室

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

平成十三年十月二十二日(月)午後二時から

(二) 場所

熊本県庁本館二階入札室

(三) 入札書の提出方法

四の4記載の入札場所において提出するものとする。

五 その他

1 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

2 入札保証金

見積もつた契約希望金額の百分の五以上の金額を四の4の入札の日時までに納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合には、入札保証金の納付が免除される。

(一) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に

県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(二) 入札に参加しようとする者が、過去二年の間に国(公団を含む)又は地方公共

団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたつて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

3 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

委任状を提出しない代理人のした入札

(二) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札

(一) 記名押印を欠く入札

(二) 金額を訂正した入札

誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

明らかに連合によると認められる入札

同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札

二以上の意思表示をした入札

その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定の方法

有効な入札書を提供した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

5 最低制限価格

設定しない。

6 契約書作成の要否

要

7 契約締結の期限

平成十三年十月二十九日(月)

8 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付が免除される。

(一) 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(二) 契約しようとする者が、過去二年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
9 その他詳細は、入札説明書による。

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項及び同法第七十五条第五項の規定に基づくその総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第四項、同法第八十一条第二項、同法第八十六条第四項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項の規定に基づくその総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十三年十月十日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

その総数の五十分の一の数 二九、五四七

その総数の三分の一の数 四九二、四四七

熊本県選挙管理委員会告示第七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第四項の規定に基づくその総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十三年十月十日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

選挙区名	
熊本市選挙区	一七〇、六五〇
八代市選挙区	二八、一三三
人吉市選挙区	一〇、〇四四
荒尾市選挙区	一五、四七六
水俣市選挙区	八、二三四
玉名市選挙区	一一、〇〇六
本渡市選挙区	一〇、五五四
山鹿市選挙区	八、八七一
牛深市選挙区	五、一四五
菊池市選挙区	七、二四一
宇土市選挙区	九、九六一
宇土郡選挙区	五、五九九
下益城郡選挙区	一一、五三九
玉名郡選挙区	二〇、五九九
鹿本郡選挙区	一五、六四四
菊池郡選挙区	三三、七九三
阿蘇郡選挙区	二〇、九五九
上益城郡選挙区	一一、五四五
八代郡選挙区	一三、四一四
芦北郡選挙区	七、七六七
球磨郡選挙区	一七、七四二
天草郡上島選挙区	一四、七六九
天草郡下島選挙区	九、七六八

熊本県選挙管理委員会告示第七十八号

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。
平成十三年十月十日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程

熊本県公職選挙執行規程（平成十二年熊本県選挙管理委員会告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「令第十四条の第一項」を「令第十四条第一項」に改める。

第五十四条第三項中「第一百一条の三」を「法第一百一条の三」に改める。

附 則

（施行期日）

この規程は、公布の日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第七十九号

平成十三年九月二十八日熊本県選挙管理委員会告示第六十二号（政治団体の収支報告書の要旨の公表）の一部（大石文夫政経研究会）を次のとおり変更する。

平成十三年十月十日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

ページ	段 行	正	誤
三二六	上	一	a 個人からの寄附
三二六	上	一	b 法人その他の団体からの寄附
三二六	上	四	ア 個人からの寄附
			イ 法人その他の団体からの寄附

熊本県選挙管理委員会告示第八十号

裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。
平成十三年十月十日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規程

裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規程（昭和三十年熊本県選挙管理委員会告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削除する。

附 則

（施行期日）

この規程は、告示の日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第八十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定に基づき、平成十三年七月二十九日執行の参議院熊本県選出議員選挙の各候補者から提出された収支報告書の要旨は、次のとおりである。
平成十三年十月十日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治